

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の構成イメージ等

について

平成26年6月10日



宇都宮市
子ども部 保育課

「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の構成イメージ（現時点における案）

第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け

・子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法第60条に規定する国の基本指針に即し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、本市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「保育サービスの充実」や「家庭や地域における子育て支援」等に係る事業等を計画的に供給するための計画として位置づけます。

「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」

本市の子どもと子育て家庭を、出生から自立に至るまで、一貫性・継続性のある支援を
推進するための計画

「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」

幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に
提供するための計画

- 3 計画の期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

- 4 計画の策定体制

- ・「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等の実施
- ・「宇都宮市子ども・子育て会議」における意見聴取
- ・市民からの意見募集のため、パブリックコメントの実施

について示します。

第2章 これまでの取組に関する評価と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く社会状況等
- 2 本市の子ども・子育て支援事業の実施状況
- 3 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要
- 4 課題の総括

第2部 施策の推進

第1章 計画の基本的な方向性

・本計画のビジョンや、家庭・地域・事業者・行政（市町村・都道府県）の連携について示します。

- 1 幼児期における学校教育・保育の供給体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方
- 2 子ども・子育て支援にあたっての関係者との連携・協働について

第2章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び供給体制の確保方策【必須記載事項】

- 1 教育・保育の提供区域について

・教育・保育の提供区域について示します。

A区域	B区域	C区域	D区域	...
区域の範囲	区域の範囲	区域の範囲	区域の範囲	...

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

イメージ

2 量の見込み、供給体制の確保内容・実施時期について

- ・設定した区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」について示します。

【A区域】

平成27年度				
	1号	2号	3号	
確保 方策	幼児 教育	左記 以外 希望	0 歳	1・2 歳
	認定こども園化促進分※			
過不足	—	—	—	—

平成28年度				
	1号	2号	3号	
確保 方策	幼児 教育	左記 以外 希望	0 歳	1・2 歳
認定こども園化促進分※				
過不足	—	—	—	—

平成29年度				
	1号	2号	3号	
確保 方策	幼児 教育	左記 以外 希望	0 歳	1・2 歳
認定こども園化促進分※				
過不足	—	—	—	—

…

【B区域】

- ・
- ・
- ・

区域ごとに、「量の見込み」(現在、暫定値を提示)を分割します。

各区域の「量の見込み」に対応する、「確保方策」を定めます。(施設への意向調査を反映)

イメージ

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び供給体制の確保方策【必須記載事項】

1 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

- ・地域子ども・子育て支援事業（※1）の提供区域について示します。

事業名	提供区域
妊婦に対する健康診査	区域の数や範囲
乳児家庭全戸訪問事業	区域の数や範囲
養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業	区域の数や範囲
・	・
・	・
・	・

イメージ

各事業の特性等を踏まえ区域設定を行います。
(事業の特性等によっては全市1区域となります)

(※1)

- ①妊婦に対する健康診査
- ②乳児家庭全戸訪問事業
- ③養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤利用者支援事業
- ⑥一時預かり事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨時間外保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

(ただし、⑫・⑬については、区域の設定を行わない事業)

2 量の見込み、供給体制の確保内容・実施時期について

- 事業ごとに「量の見込み」と「確保方策」について示します。

イメージ

①妊婦に対する健康診査

【a区域】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	○○人	○○人
確保方策	実施体制 ○人	実施体制 ○人			
	実施機関 ○○	実施機関 ○○
	・	・			

・
・

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容【必須記載事項】

- 認定こども園の普及の背景や必要性をはじめ、幼児期の学校教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保などについて示します。

- 認定こども園の普及に対する考え方
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 幼保小連携、3歳未満児に係る取組と3歳以上児に係る取組の連携

第5章 関連施策の展開【任意記載事項】

- ・①産休・育休明けにおける教育・保育施設等のスムーズな利用
- ②児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等に対する施策の充実
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

について示します。

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 計画の総合的な推進体制

- 1 計画の周知と啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映

資料編

- ・国の基本指針や「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果などについて転載します。

別紙3－2

各施設、事業の概要

施設・事業名	対象者	概要
1 教育・保育施設		
認定こども園	0～5歳	○幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
幼稚園	3～5歳	○保育を必要としない子どもを対象、施設型給付を受ける幼稚園、私学助成対象幼稚園（現行どおり）
保育所	0～5歳	○保育を必要とする子どもを対象
2 地域型保育事業		
家庭的保育事業	0～2歳	○保育を必要とする子どもを対象、利用定員5人以下
小規模保育事業	0～2歳	○保育を必要とする子どもを対象、利用定員6人以上19人以下、A型（保育所分園型）、B型（中間型）、C型（グループ型）
居宅訪問型保育事業	0～2歳	○保育を必要とする子どもの居宅で保育を実施
事業所内保育事業	0～2歳	○主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供（地域枠）
3 地域子ども・子育て支援事業 (主なもの)		
(1) 妊婦健康診査	妊婦	○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 ⇒県内各地の医療機関で受診が可能
(2) こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後 4か月 まで	○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 ⇒「出生連絡票」や住民基本台帳により把握の上、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問
(3) 養育支援訪問等事業	対象となる家庭	○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ⇒養育支援訪問支援員を派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助を行い、子育ての不安や過重な負担を軽減

1と2は
同一の
区域を検討

3は
各事業の
特性等を
踏まえ、
事業ごとに
区域を検討

施設・事業名	対象者	概要
(4) 子育てサロン (地域子育て支援拠点事業)	主に 0～2歳	○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ⇒現在、公立7施設、民間5施設が実施
(5) 利用者支援事業	主に 0～5歳	○子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業 ⇒公立子育てサロンで展開する方針
(6) 一時預かり事業		○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ⇒主に教育・保育施設において実施
ア 幼稚園型	3～5歳	○教育標準時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業
イ 一般型	0～5歳	○家庭での保育が一時的に困難な際、一時的に預かる事業
(7) ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	0歳～ 小学生	○子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業 ⇒広域的に利用される事業
(8) 子育て短期支援事業	0～18 歳未満	○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）等） ⇒不定期な利用が多い

施設・事業名	対象者	概要
(9) 時間外保育事業	0～5歳	<p>○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 ⇒主に教育・保育施設において実施され、その利用者についても教育・保育施設の利用者が大部分</p>
(10) 病児保育事業	0歳～小学生	<p>○保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業 ⇒現在、医療機関併設型1、乳児院型1、保育所型2の計4施設 ⇒ワーク・ライフ・バランスの視点をはじめ、事業の実態・特性等も踏まえることが必要</p>
(11) 子どもの家等事業 (放課後児童健全育成事業)	小学生	<p>○保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ⇒施設の利用にあたっては、当該施設がある小学校に通っている子どもであることを原則としている</p>